

学長選考等に関する規程改正について

1 改正の趣旨

コロナ下において、多くの教職員を一か所に集めて、意向調査を行うことが適切でないことから、目覚ましく発達した Web 技術を活用した選考手続きを行えるようにし、広く学内の意見を聞くため、所要の改正を行う。

2 改正のポイント

(1) 公開講演会の Web 化への対応、意見公募と意向調査を統合

(講演会の Web による学内中継、候補者の Web 参加を可能とする。)

(2) 意向調査の資格要件の廃止及び無記名による意向調査（記名を妨げない。）

その他の規定整理

3 改正する規程

- ・奈良県立医科大学学長選考等に関する規程（平成 19 年 10 月 31 日制定）
- ・意向調査の実施等に関する規程（平成 19 年 10 月 31 日制定）

4 施行期日

令和 3 年 9 月 1 日

学長選考等に関する規程改正について

令和3年9月1日付けで、下記のとおり関係規程を改正し、同日から施行する。

1. 選考方法

項目	現 行	改 正 後
候補者の所信表明 質問の公募 (意向調査の実施等に関する規程)	事前公募の質問 (記名)	意向調査において意見を述べる機会を設ける。
講演会の進行 (意向調査の実施等に関する規程)	候補者の登壇等について規定	公開講演会の必要な手順は選考会議が定める。
意向調査 資格者 (学長選考等に関する規程)	資格者要件を規定	資格者要件を廃止し、広く意見を求める。
実施方法 (学長選考等に関する規程)	記名式 公開講演会終了後、意見を提出	講演会後に期間を設けて実施する。 無記名記述とするが、記名する事も可能とする。

2. その他

- ・組織変更に伴うもの (学長選考等に関する規程)
- ・履歴書様式 (学長選考等に関する規程(様式3))